

第 13 回経済指標専門会議 議事概要

- 1 日 時 平成 24 年 2 月 28 日（火）10:00～11:00
- 2 場 所 総務省第二庁舎 7 階中会議室
- 3 出席者 【学識経験者】西郷委員、河井委員、小巻委員、樋田委員
【関係府省等】総務省（統計局）、財務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、日本銀行
【事 務 局】高田総務省統計審査官ほか
- 4 議 題
 - (1) 毎月勤労統計調査全国調査で作成している指数等の解説（平成 24 年 4 月版）（案）
について
 - (2) その他
平成 24 年度経済指標専門会議の開催計画等について
- 5 議事概要
 - (1) 毎月勤労統計調査全国調査で作成している指数等の解説（平成 24 年 4 月版）（案）に
ついて
厚生労働省から、資料 1 に基づき、「毎月勤労統計調査全国調査で作成している指数等
の解説（平成 24 年 4 月版）（案）」について、説明が行われた。
 - ・ 平成 24 年 1 月分調査における第一種事業所（30 人以上規模事業所）の抽出替え、
及び推計に用いるベンチマークを平成 18 年事業所・企業統計調査結果から 21 年経
済センサス-基礎調査結果へ変更することに伴うギャップを修正する（ギャップ率を
作成する）。
 - ・ ギャップ修正した指数を用いて、平成 22 年平均を基準とする指数を作成し、増減
率を改訂する。
 - ・ 季節調整替えは通常 1 月分速報公表時に行うが、今年は指数の改訂に合わせて 1
月分確報公表時（本年 4 月 3 日予定）に行う。また、今回の改訂におけるギャップ率や改訂幅等について、改訂後に厚生労働省から
報告されることとなった。

説明後の主な質疑応答は以下のとおり。

 - 5～29 人規模事業所のギャップ修正は行わないのか。
→ 当該規模は半年に 1/3 ずつ標本を交替しており、ギャップ修正は行ってい
ない。
 - 2～3 年毎に標本の抽出替えを行うのはなぜか。
→ 新しい母集団情報を取り込むため、経済センサス（平成 18 年以前は事業所・
企業統計調査）の結果に合わせて行っている。
 - 次の抽出替えまでに脱落した事業所は、どのように補充しているのか。
→ 第一種事業所は毎年 1 月調査時に 1 年間の脱落分を補充している。

- 季節調整値について、昨年の東日本大震災の影響などを検証しているのか。
 - 震災後2～3か月間、岩手県、宮城県及び福島県において調査員調査ができなかったが、検証の結果、全国値に与える影響は小さいと判断し、特段の調整は行わなかった。
- ギャップを特定の時点7月で調整しているが、調整月による差異はないのか。
 - 経済センサス-基礎調査の実施が7月なので、7月で調整することになる。前回は事業所・企業統計調査の実施が10月であったため、10月で調整を行っている。
- ギャップ修正は、新標本による指数水準を真として過去の伸び率を補正するという方法をとっているが、このような方法をとる理由は何か。イギリスの一部の統計では、過去の伸び率を真として指数の水準の方を補正している。
 - 新標本による結果は真と考えられるが、一方、過去の伸び率は調査対象の陳腐化のために真の値から少しずつずれていると考えられる。そのズレを、新標本による結果を用いて、過去に遡って修正するということである。
- 経済のマクロモデルでは伸び率を使うことが多い。伸び率が過去に遡って修正されてしまうことにより、不都合が生じる場合があるのではないか。
 - ユーザーからは特に不満の声は聞いていない。
- ギャップ率には、一般には1より大きい（ないし小さい）といった傾向はあるのか。
 - 過去の例をみると、必ずしも決まった傾向はない。
- ギャップ修正はセンサス結果に合わせるものならば必要であろうが、双方誤差が含まれる新・旧標本による推計値での修正が必要かどうかは議論があるところ。結果数値を見て議論したい。
- ユーザーの利便性のために、過去分も含め、ギャップ率は解説書に掲載するなどして公表していただきたい。
 - ギャップ率はこれまで公表してこなかったが、ユーザーの利便性を考慮し、ギャップ修正に用いた旧標本による平成24年1月分結果を参考値としてホームページに掲載する予定。

(2) その他

- ・ 当会議は平成24年度も継続して開催予定。各府省は、来年度当会議への報告を予定している事項がある場合は、3月9日（金）までに事務局へ登録することとなった（登録様式は資料2-1）。
- ・ 総務省統計局ホームページに掲載中の「経済指数の次回基準改定予定（平成23年9月6日現在）」（資料2-2）及び「季節調整の適用状況（平成22年10月6日現在）」（資料2-3）について、各府省は、平成23年度末時点の状況に更新し、3月30日（金）までに事務局へ提出することとなった。

以上